

児童福祉法

発令 : 昭和22年12月12日法律第164号

最終改正 : 平成26年6月25日号外法律第79号

改正内容 : 平成26年6月25日号外法律第79号[平成26年7月15日]

〔障害児通所支援事業等〕

第三十四条の三 都道府県は、障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業（以下「障害児通所支援事業等」という。）を行うことができる。

- ② 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害児通所支援事業等を行うことができる。
- ③ 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ④ 国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

児童福祉法施行規則

発令 : 昭和23年3月31日号外厚生省令第11号

最終改正 : 平成26年3月31日号外厚生労働省令第40号

改正内容 : 平成26年3月31日号外厚生労働省令第40号[平成26年4月1日]

〔法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項〕

第三十六条の三十の二 法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 運営規程
- 五 職員の定数及び職務の内容
- 六 主な職員の氏名及び経歴
- 七 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 八 事業開始の予定年月日

② 法第三十四条の三第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔法第三十四条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項〕

第三十六条の三十の三 法第三十四条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受け又は通所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間